



島根県報

平成22年4月1日（木）

号外第94号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医 療 政 策 課) 2

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 3

公布された条例等のあらまし**◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第48号）**

1 規則の概要

(1) 知事は、平成22年度から平成25年度までの間に次に掲げる者に看護学生修学資金を貸与することを決定する場合にあつては、次に定める額を修学資金の額とすることができることとした。（附則第2項関係）

ア 助産師養成施設の最終学年に在学する者 月額100,000円

イ 島根県の区域外に所在する看護師養成施設（通信制の課程を除く。）の最終学年に在学する者 月額50,000円

(2) (1)は、現に在学する養成施設へ進学する前に在学した養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者（当該修学資金を返還しなければならないこととなった者及び当該修学資金の返還の債務の免除を受けた者を除く。）及び現に在学する養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者には適用しないこととした。（附則第3項関係）

(3) (1)の適用を受けようとする者は、貸与申請書に、最終学年の前の学年までに取得した単位に係る成績証明書（(1)のアに掲げる者のうち看護師養成施設を卒業して助産師養成施設へ進学したものにあっては、在学した看護師養成施設の成績証明書）及び在学する学年の記載された在学証明書を添えなければならないこととした。（附則第4項関係）

(4) 知事は、(1)を適用する場合においては、貸与期間中の各月分の修学資金を一括して交付することとした。（附則第5項関係）

(5) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「学校」を「大学、同条第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校」に、「同条第2号」を「同条第3号」に改める。

第3条第1号エ中「第7条」を「第7条第1項」に改め、「児童福祉施設のうち」を削り、同号オ中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改め、同号ク中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

第7条第2項中「養成施設」の次に「又は大学院」を加える。

第9条第2項中「あわせて」を「併せて」に、「ある。」を「できる。」に改める。

第12条第1項中「いたった」を「至った」に改め、同条第2項中「すでに」を「既に」に改め、同条第3項中「ある」を「できる」に改める。

第13条中「すでに」を「既に」に改める。

第14条第4号中「次号」を「第6号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

（平成22年度から平成25年度までにおける助産師又は看護師に係る修学資金に関する特例）

2 知事は、第8条の規定により平成22年度から平成25年度までの間に第4条の表区分の欄第1号に規定する者のうち次

の各号に掲げる者に修学資金を貸与することを決定する場合にあつては、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める額を修学資金の額とすることができる。

(1) 助産師養成施設の最終学年に在学する者 月額100,000円

(2) 島根県の区域外に所在する看護師養成施設（通信制の課程を除く。）の最終学年に在学する者 月額50,000円

3 前項の規定は、第8条の規定により現に在学する養成施設へ進学する前に在学した養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者（第14条の規定により当該修学資金を返還しなければならないこととなった者及び第17条の規定により当該修学資金の返還の債務の免除を受けた者を除く。）及び現に在学する養成施設に係る修学資金の貸与の決定を受けた者には適用しない。

4 附則第2項の規定の適用を受けようとする者は、第7条第1項に規定する貸与申請書に、同条第2項に規定するもののほか、最終学年の前の学年までに取得した単位に係る成績証明書（附則第2項第1号に掲げる者のうち看護師養成施設を卒業して助産師養成施設へ進学したものにあっては、在学した看護師養成施設の成績証明書）及び在学する学年の記載された在学証明書を添えなければならない。

5 知事は、附則第2項の規定を適用する場合においては、第9条第2項の規定にかかわらず、貸与期間中の各月分の修学資金を一括して交付する。

様式第1号その1中「（修士課程に係る修学資金以外の修学資金用）」を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第1号その2を削る。

様式第3号中「養成施設名」を「学校名等」に改める。

様式第8号中「公務」を「業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第19条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 介護休暇については、職員給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。